

新 条 文

旧 条 文

(児童自立生活援助の実施の申込み等)

(児童自立生活援助の実施の申込み等)

第十八条 法第三十三条の六第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による申込みは、児童自立生活援助実施申込書(第十四号様式)により、居住地を管轄する児童相談所長にしなければならない。

第十八条 法第三十三条の六第二項の規定による申込みは、児童自立生活援助実施申込書(第十四号様式)により、居住地を管轄する児童相談所長にしなければならない。

2 児童相談所長は、児童自立生活援助の実施の承諾を決定したときは、児童自立生活援助実施承諾通知書(第十五号様式)により、児童自立生活援助の実施を受ける満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等(次項において「援助児童等」という。)に通知しなければならない。

3
4 略

2 児童相談所長は、児童自立生活援助の実施の承諾を決定したときは、児童自立生活援助実施承諾通知書(第十五号様式)により、児童自立生活援助の実施を受ける義務教育終了児童等(以下「援助児童等」という。)に通知しなければならない。

3
4 略

(児童福祉施設入所等費用の徴収)

(児童福祉施設入所等費用の徴収)

第二十条 地域県民局長は、条例第十条第一項の規定により、地域県民局長、福祉事務所長又は児童相談所長が母子保護等の実施若しくは児童等入所措置(以下「施設入所措置等」という。)又は児童自立生活援助(満二十歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る。以下同じ。)の実施を行つたときは、当該施設入所措置等を受けた保護母子等若しくは措置児童等(以下「被措置者等」という。)若しくは当該被措置者等と基準日(被措置者等が施設入所措置等を受けている日の属する月の初日をいう。以下同

第二十条 地域県民局長は、条例第十条第一項の規定により、地域県民局長、福祉事務所長又は児童相談所長が母子保護等の実施若しくは児童等入所措置(以下「施設入所措置等」という。)又は児童自立生活援助の実施を行つたときは、当該施設入所措置等を受けた保護母子等若しくは措置児童等(以下「被措置者等」という。)若しくは当該被措置者等と基準日(被措置者等が施設入所措置等を受けている日の属する月の初日をいう。以下同じ。)において世帯及び生計を同一にしているその扶養義務者(当該

じ。）において世帯及び生計を同一にしているその扶養義務者（当該被措置者等以外の被措置者等、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号若しくは第三号又は老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十一条第一項各号の規定による措置を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等（同法第五条第六項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）の受給者を除く。）で次に掲げるもの又は当該児童自立生活援助の実施を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等（以下「被援助満二十歳未満児童等」という。）から、当該被措置者等又は当該被援助満二十歳未満児童等に係る児童福祉施設入所等費用を徴収するものとする。

一〇二 略

2 条例第十条第一項の規定により前項の被措置者等及び扶養義務者並びに被援助満二十歳未満児童等（以下「入所納入義務者」という。）から徴収する費用（以下「入所等徴収金」という。）の額は、被措置者等及び前項各号に掲げる扶養義務者の属する世帯又は被援助満二十歳未満児童等の別表第二の税額等による階層区分に応じ同表に定める額とする。

3
〇五 略

被措置者等以外の被措置者等、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号若しくは第三号又は老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十一条各号の規定による措置を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等（同法第五条第六項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）の受給者を除く。）で次に掲げるもの又は当該児童自立生活援助の実施を受けた援助児童等（以下「被援助児童等」という。）から、当該被措置者等又は当該被援助児童等に係る児童福祉施設入所等費用を徴収するものとする。

一〇二 略

2 条例第十条第一項の規定により前項の被措置者等及び扶養義務者並びに被援助児童等（以下「入所納入義務者」という。）から徴収する費用（以下「入所等徴収金」という。）の額は、被措置者等及び前項各号に掲げる扶養義務者の属する世帯又は被援助児童等の別表第二の税額等による階層区分に応じ同表に定める額とする。

3
〇五 略

第二項から前項までの規定にかかわらず、障害児入所給付費を支給されている第一項各号に掲げる扶養義務者（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている被措置者等又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、助産施設若しくは母子生活支援施設に入所している被措置者等に係る者に限る。以下この項において「扶養義務者等」という。）に係る入所等徴収金の額は、次の各号に掲げる扶養義務者等の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該各号に掲げる扶養義務者等に係る被措置者等が助産施設に入所している場合にあつては、当該額に第四項各号に掲げる額を加算した額に相当する額）を上限とし、当該上限額が、当該月の指定障害児入所施設等の利用者負担額（法第二十四条の七第一項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用の額から同項に規定する特定入所障害児食費等給付費の額を控除した額、法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援に要した費用の額から同条第二項の規定による障害児入所給付費の額を控除した額（当該額が児童福祉法施行令第二十七条の二に規定する障害児入所支援負担上限月額を超える場合は、当該障害児入所支援負担上限月額）並びに法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療に要した費用の額から同条第二項の規定による障害児入所医療費の額を控除した額（当該額が児童福祉法施行令第二十七条の十

第二項から前項までの規定にかかわらず、障害児入所給付費を支給されている第一項各号に掲げる扶養義務者（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている被措置者等又は乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、助産施設若しくは母子生活支援施設に入所している被措置者等に係る者に限る。以下この項において「扶養義務者等」という。）に係る入所等徴収金の額は、次の各号に掲げる扶養義務者等の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該各号に掲げる扶養義務者等に係る被措置者等が助産施設に入所している場合にあつては、当該額に第四項各号に掲げる額を加算した額に相当する額）を上限とし、当該上限額が、当該月の指定障害児入所施設等の利用者負担額（法第二十四条の七第一項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用の額から同項に規定する特定入所障害児食費等給付費の額を控除した額、法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援に要した費用の額から同条第二項の規定による障害児入所給付費の額を控除した額（当該額が児童福祉法施行令第二十七条の二に規定する障害児入所支援負担上限月額を超える場合は、当該障害児入所支援負担上限月額）並びに法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療に要した費用の額から同条第二項の規定による障害児入所医療費の額を控除した額（当該額が児童福祉法施行令第二十七

超える場合は、当該障害児施設医療負担上限額)をいう。以下同じ。)を超える場合はその差額とし、当該利用者負担額以下である場合は零とする。この場合において、障害児入所給付費を支給する旨の決定に係る障害児については、被措置者等とみなして、この規定を適用する。

一 三 略

(養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の登録の申請書等)

第二十七条 省令第三十六条の四十一第一項から第三項までの規定による申請書の提出は、養育里親名簿(養子縁組里親名簿)登録申請書(第二十九号様式)により、居住地を管轄する児童相談所長を経由して知事にしなければならぬ。

2 児童相談所長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、当該申請者の家庭等の状況について調査を行い、養育里親名簿又は養子縁組里親名簿に登録すること(省令第三十六条の四十一第二項の規定による申請書の提出があつた場合にあつては、専門里親として養育里親名簿に登録すること)の適否について意見を付し、当該申請書に養育里親(養子縁組里親)調査書(第三十号様式)を添付し、知事に進達しなければならぬ。

3 省令第三十六条の四十二第三項の規定による通知は、前項の進達をした児童相談所長を経由して行うものとする。

月額を超える場合は、当該障害児施設医療負担上限額)をいう。以下同じ。)を超える場合はその差額とし、当該利用者負担額以下である場合は零とする。この場合において、障害児入所給付費を支給する旨の決定に係る障害児については、被措置者等とみなして、この規定を適用する。

一 三 略

(養育里親名簿の登録の申請書等)

第二十七条 省令第三十六条の四十一第一項及び第二項の規定による申請書の提出は、養育里親名簿登録申請書(第二十九号様式)により、居住地を管轄する児童相談所長を経由して知事にしなければならぬ。

2 児童相談所長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、当該申請者の家庭等の状況について調査を行い、養育里親名簿に登録すること(省令第三十六条の四十一第二項の規定による申請書の提出があつた場合にあつては、専門里親として養育里親名簿に登録すること)の適否について意見を付し、当該申請書に養育里親調査書(第三十号様式)を添付し、知事に進達しなければならぬ。

3 省令第三十六条の四十二第二項の規定による通知は、前項の進達をした児童相談所長を経由して行うものとする。

別表第二（第二十条関係） 略

備考

一 この表における用語の意義は、次のとおりとする。

1 「生活保護世帯等」とは世帯員（被措置者等並びに基準日において当該被措置者等と世帯及び生計を同一にしている第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者をいう。以下同じ。）の一人以上が生活保護法による被保護者である世帯又は同法による被保護者である被援助満二十歳未満児童等をいい、「支援給付世帯等」とは世帯員の一人以上が中国残留邦人等自立支援法による被支援者である世帯又は中国残留邦人等自立支援法による被支援者である被援助満二十歳未満児童等をいう。

2 「市町村民税非課税世帯等」とは世帯員の全員が均等割の額及び所得割の額を課税されていない世帯又は均等割の額及び所得割の額がない被援助満二十歳未満児童等をいい、「均等割課税世帯等」とは世帯員の一人以上が均等割の額を課税されている世帯又は均等割の額がある被援助満二十歳未満児童等をいい、「所得割課税世帯等」とは世帯員の一人以上が所得割の額を課税されている世帯又は所得割の額がある被援助満二十歳未満児童等をいう。

別表第二（第二十条関係） 略

備考

一 この表における用語の意義は、次のとおりとする。

1 「生活保護世帯等」とは世帯員（被措置者等並びに基準日において当該被措置者等と世帯及び生計を同一にしている第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者をいう。以下同じ。）の一人以上が生活保護法による被保護者である世帯又は同法による被保護者である被援助児童等をいい、「支援給付世帯等」とは世帯員の一人以上が中国残留邦人等自立支援法による被支援者である世帯又は中国残留邦人等自立支援法による被支援者である被援助児童等をいう。

2 「市町村民税非課税世帯等」とは世帯員の全員が均等割の額及び所得割の額を課税されていない世帯又は均等割の額及び所得割の額がない被援助児童等をいい、「均等割課税世帯等」とは世帯員の一人以上が均等割の額を課税されている世帯又は均等割の額がある被援助児童等をいい、「所得割課税世帯等」とは世帯員の一人以上が所得割の額を課税されている世帯又は所得割の額がある被援助児童等をいう。

3 「所得税非課税世帯等」とは世帯員の全員

3 「所得税非課税世帯等」とは世帯員の全員が所得税の額を課税されていない世帯又は所得税の額がない被援助満二十歳未満児童等をいい、「所得税課税世帯等」とは世帯員の一人以上が所得税の額を課税されている世帯又は所得税の額がある被援助満二十歳未満児童等をいう。

4 「世帯等所得税額」とは、世帯員の全員の所得税の額の合計額又は被援助満二十歳未満児童等の所得税の額をいう。

5 6 略

7 「措置費の支弁額」とは、その月における当該被措置者等に係る施設入所措置等又は当該被援助満二十歳未満児童等に係る児童自立生活援助の実施に要する費用（以下「入所措置費」という。）の支弁額（事務費（民間施設給与等改善費及び除雪費を除く。）及び事業費（月額保護単価により支弁したものに限り。）の合計額を日割りにより計算して得た額並びに事業費（月額保護単価により支弁したものと及び里親手当を除く。）の合計額をいう。）をいう。この場合において、当該被措置者等又は当該被援助満二十歳未満児童等が条例第十条第一項の規定により入所等徴収金を徴収される場合は、当該入所措置費の支弁額から当該被措置者等又は当該被援助満二十歳未満児童等が徴収される入所等徴収金の額

が所得税の額を課税されていない世帯又は所得税の額がない被援助児童等をいい、「所得税課税世帯等」とは世帯員の一人以上が所得税の額を課税されている世帯又は所得税の額がある被援助児童等をいう。

4 「世帯等所得税額」とは、世帯員の全員の所得税の額の合計額又は被援助児童等の所得税の額をいう。

5 6 略

7 「措置費の支弁額」とは、その月における当該被措置者等に係る施設入所措置等又は当該被援助児童等に係る児童自立生活援助の実施に要する費用（以下「入所措置費」という。）の支弁額（事務費（民間施設給与等改善費及び除雪費を除く。）及び事業費（月額保護単価により支弁したものに限り。）の合計額を日割りにより計算して得た額並びに事業費（月額保護単価により支弁したものと及び里親手当を除く。）の合計額をいう。）をいう。この場合において、当該被措置者等又は当該被援助児童等が条例第十条第一項の規定により入所等徴収金を徴収される場合は、当該入所措置費の支弁額から当該被措置者等又は当該被援助児童等が徴収される入所等徴収金の額を控除した額とする。

を控除した額とする。

二
三 略

四 被措置者等（助産施設に入所しているものを除く。）の属する世帯がB階層に属する場合には、において当該世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当するとき、又は被援助満二十歳未満児童等がB階層に属する場合は、徴収金の額の欄に掲げる額は、ないものとする。

1
4 略

五 入所等徴収金の額がその月における当該被措置者等又は当該被援助満二十歳未満児童等に係る措置費の支弁額を超える場合は、当該措置費の支弁額を入所等徴収金の額とする。

二
三 略

四 被措置者等（助産施設に入所しているものを除く。）の属する世帯がB階層に属する場合には、において当該世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当するとき、又は被援助児童等がB階層に属する場合は、徴収金の額の欄に掲げる額は、ないものとする。

1
4 略

五 入所等徴収金の額がその月における当該被措置者等又は当該被援助児童等に係る措置費の支弁額を超える場合は、当該措置費の支弁額を入所等徴収金の額とする。